

狛江駅南口周辺地区まちづくり方針（市街地総合再生基本計画）策定本部
会議の設置及び運営に関する要綱

令和7年9月26日

要綱第139号

（目的）

第1条 狛江駅南口周辺地区において、まちづくり方針（市街地総合再生基本計画。以下「まちづくり方針」という。）を作成するため、狛江駅南口周辺地区まちづくり方針（市街地総合再生基本計画）策定本部会議（以下「本部会議」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 本部会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 狛江駅南口周辺地区に関する現状、課題及び将来的な方向性に関すること。
- （2） 市の部門別計画との調整に関すること。
- （3） その他狛江駅南口周辺地区まちづくり方針の策定に関し市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 本部会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 副市長
 - （2） 企画財政部長
 - （3） 都市建設部長
 - （4） その他本部会議の委員長が必要と認めた者
- 2 前項第4号のその他本部会議の委員長が必要と認めた者は、次に掲げる区分の課長相当職にある者であって、審議に係る事項を所管する課のものとする。
- （1） 政策室
 - （2） 未来戦略室
 - （3） 安心安全課
 - （4） 地域活性課
 - （5） 福祉政策課
 - （6） 健康推進課
 - （7） 子ども若者政策課
 - （8） 環境政策課
 - （9） まちづくり推進課
 - （10） まちづくり事業課
 - （11） 道路交通課
 - （12） 学校教育課
 - （13） 社会教育課
- 3 本部会議は、狛江駅南口周辺地区まちづくり方針の策定に関し必要な事項を

調査審議するため、分科会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 本部会議に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、副市長とし、副委員長は都市建設部長とする。

3 委員長は、本部会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 本部会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 本部会議は、必要があると認めるときは、関係者及び有識者の出席又は書面を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 第3条第3項の規定に基づく分科会の構成員は、同条第2項各号の課の課長相当職とする。

2 各分科会に分科会長及び副分科会長を置き、分科会の運営は、前2条に準ずるものとする。

3 分科会は、調査審議した事項について、本部会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 本部会議の庶務は、都市建設部まちづくり事業課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部会議の協議により別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 狛江駅南口周辺地区市街地総合再生基本計画庁内検討委員会の設置及び運営に関する要綱（令和5年要綱第135号）は、廃止する。